

## 第二編 令和5年度の主な税の概況



## 1. 市町村民税

### (1) 納税義務者

個人及び法人の納税義務者数の推移は、2-1-1表及び2-1-1図のとおりである。

令和5年度の個人の納税義務者数は、30年度と比べ均等割は1.05倍、所得割も1.05倍といずれも増加し、前年度と比較すると均等割は0.89%増、所得割は0.91%増となった。

令和5年度の法人の納税義務者数は、30年度と比べ均等割は1.11倍、法人税割は1.09倍といずれも増加し、前年度と比較すると均等割は2.84%増、法人税割は3.15%増となった。

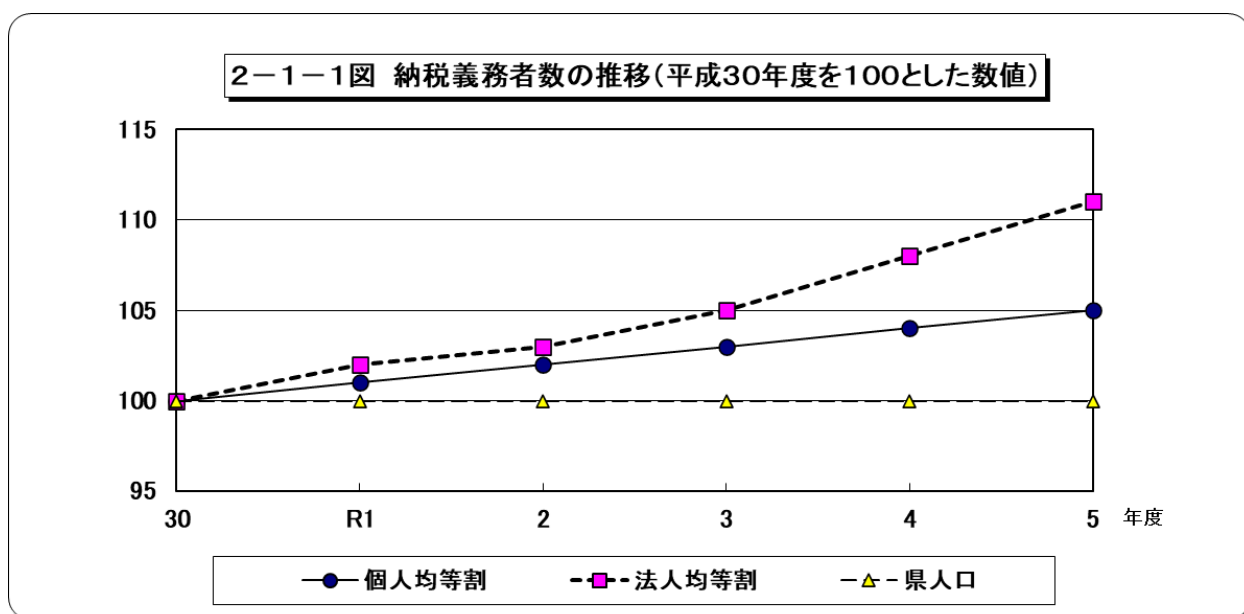
2-1-1表 納税義務者数の推移(「課税状況等の調」第1表、第2表)

(単位:人)

区分		30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
個人	均等割	3,207,182 (100)	3,252,917 (101)	3,281,169 (102)	3,298,791 (103)	3,325,089 (104)	3,354,757 (105)
	所得割	3,000,423 (100)	3,045,261 (101)	3,073,022 (102)	3,092,223 (103)	3,117,561 (104)	3,145,980 (105)
法人	均等割	164,805 (100)	167,779 (102)	169,589 (103)	173,198 (105)	177,939 (108)	182,991 (111)
	法人税割	162,366 (100)	165,047 (102)	166,736 (103)	167,791 (103)	172,361 (106)	177,788 (109)
参考	県人口	6,257,886 (100)	6,270,118 (100)	6,278,741 (100)	6,284,955 (100)	6,272,900 (100)	6,272,144 (100)

(注) 1. ( )内は30年度を100とした場合の指数である。

2. 所得割を納める者には、税額控除により納税義務がなくなる者及び分離課税(退職所得)に係る所得割の納税義務者数を含まない。
3. 均等割を納める法人には、法人でない社団等を含む。
4. 県人口は、前年度の毎月常住人口(1月1日現在)である。



(2) 総所得金額等

総所得金額等の推移は2-1-2表及び2-1-2(1)、(2)図のとおりである。

令和5年度における総所得金額等は30年度と比較して1.12倍、課税標準額は1.11倍、所得割額は1.07倍といずれも増加した。

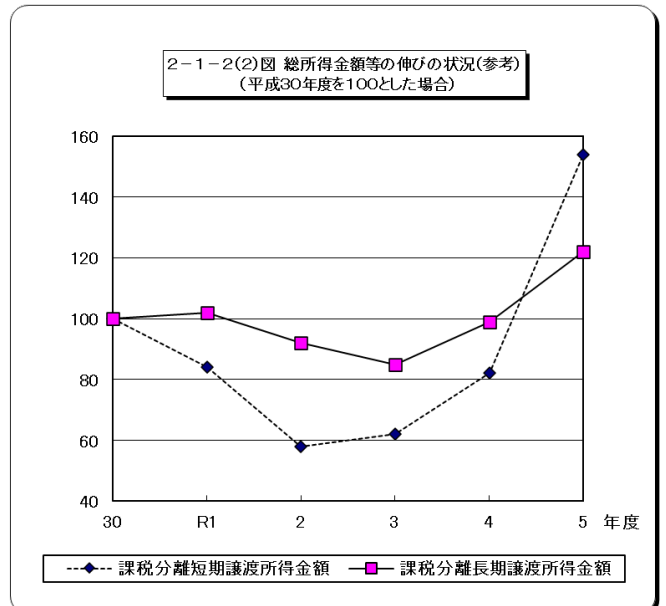
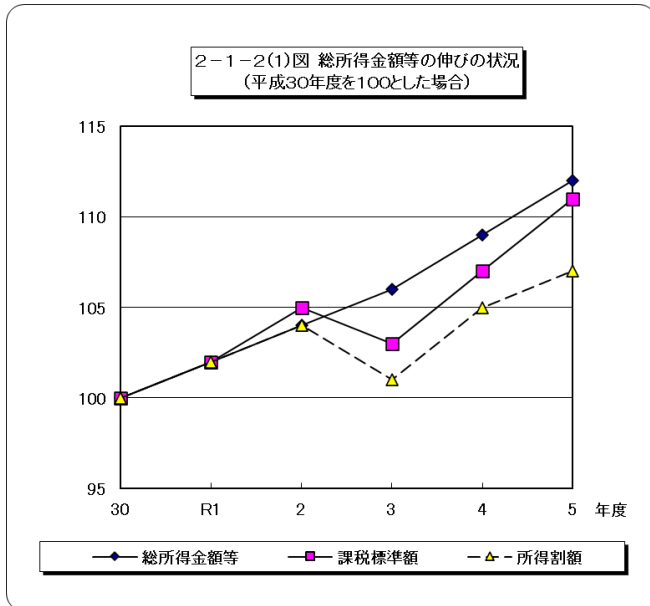
前年度との比較では、総所得金額等は2.49%増、課税標準額は2.97%増、所得割額は2.32%増となった。

2-1-2表 総所得金額等、課税標準額及び所得割額の推移(「課税状況等の調」第12表・第58表・第59表)

(単位:千円)

区分		30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
総所得金額等		10,487,049,148 (100)	10,701,341,995 (102)	10,951,477,780 (104)	11,132,295,812 (106)	11,471,868,470 (109)	11,757,061,307 (112)
課税標準額		7,037,121,939 (100)	7,192,663,940 (102)	7,399,922,567 (105)	7,253,105,326 (103)	7,554,110,989 (107)	7,778,716,030 (111)
所得割額		411,865,022 (100)	418,773,154 (102)	427,540,778 (104)	417,317,740 (101)	430,419,047 (105)	440,419,331 (107)
参 考	課税分離短期 譲渡所得金額	3,728,160 (100)	3,140,927 (84)	2,178,256 (58)	2,300,137 (62)	3,042,368 (82)	5,737,090 (154)
	同上分算出税額	207,273 (100)	170,215 (82)	120,320 (58)	130,038 (63)	166,225 (80)	340,310 (164)
	課税分離長期 譲渡所得金額	247,885,887 (100)	251,880,494 (102)	229,216,566 (92)	211,617,525 (85)	244,224,109 (99)	302,277,417 (122)
	同上分算出税額	7,645,074 (100)	7,770,650 (102)	7,074,334 (93)	6,517,818 (85)	7,549,309 (99)	9,341,957 (122)

(注) ( )内は30年度100とした場合の指数である。



### (3) 所得者区分ごとの納税義務者等

個人の市町村民税における所得者区分ごとの納税義務者数、税額は2-1-3表及び2-1-4表のとおりである。

#### ア 均等割(2-1-3表)

対前年度比をみると、納税義務者数、均等割額ともに「営業等所得者」が減少し、それ以外は横ばいとなっている。

#### イ 所得割(2-1-4表)

対前年度比をみると、納税義務者数、所得割額ともに「営業等所得者」が減少し、それ以外は横ばいとなっている。

**2-1-3表 均等割を納める納税義務者数、均等割額(「課税状況等の調」第2表)**

区分	納税義務者数					均等割額				
	令和4年度 (人)	令和5年度 (人)	対前年 度比	構成比(%)		令和4年度 (千円)	令和5年度 (千円)	対前年 度比	構成比(%)	
				令和4	令和5				令和4	令和5
給与所得者	2,621,926	2,657,968	101.4	78.9	79.2	9,176,507	9,302,450	101.4	78.9	79.2
営業等所得者	120,674	114,623	95.0	3.6	3.4	422,368	401,189	95.0	3.6	3.4
農業所得者	7,180	7,162	99.7	0.2	0.2	25,145	25,086	99.8	0.2	0.2
その他の所得者	560,922	560,757	100.0	16.9	16.7	1,963,235	1,962,644	100.0	16.9	16.7
家屋数等のみ	14,387	14,247	99.0	0.4	0.4	50,359	49,869	99.0	0.4	0.4
計	3,325,089	3,354,757	100.9	100.0	100.0	11,637,614	11,741,238	100.9	100.0	100.0

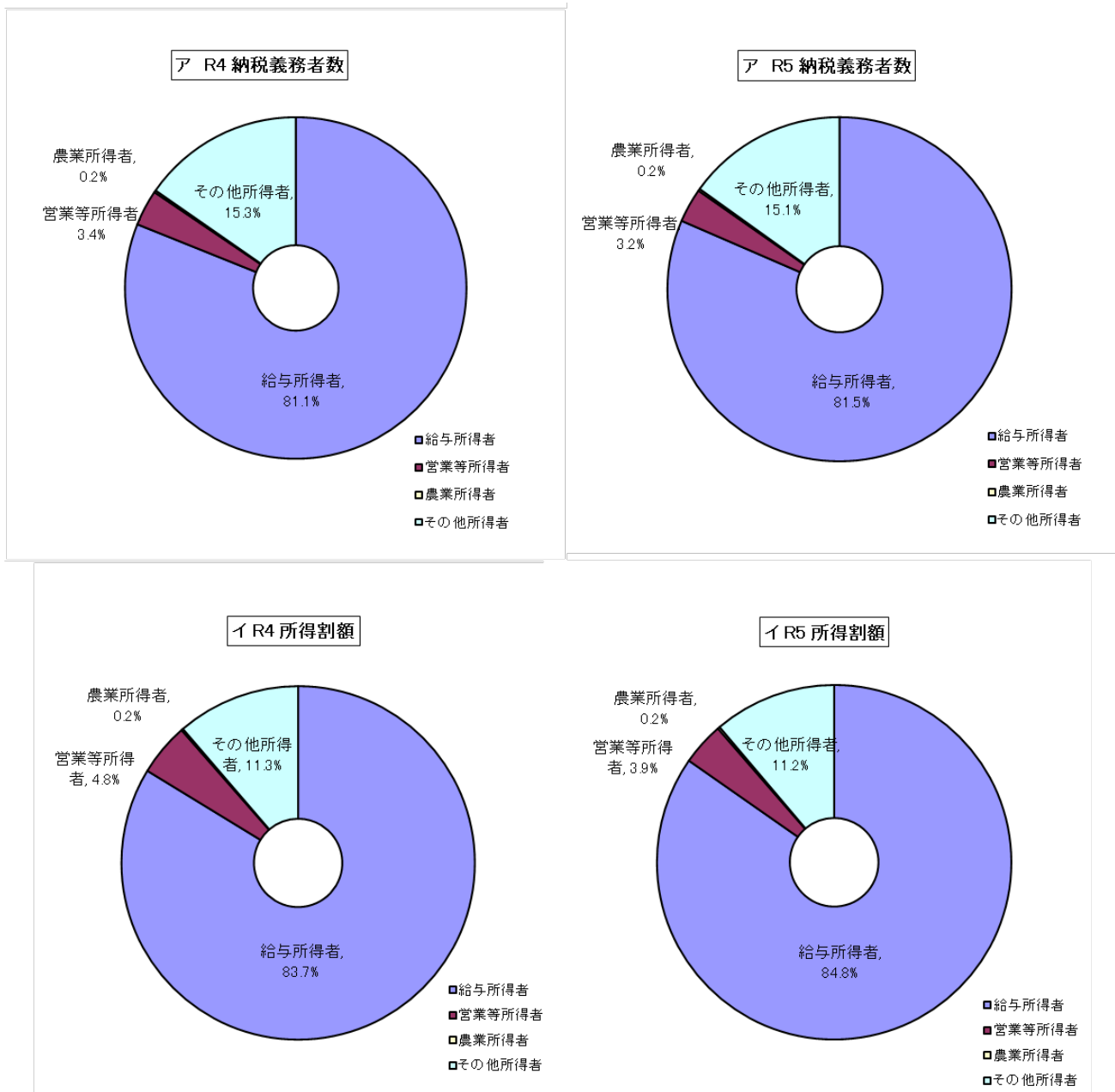
**2-1-4表 所得割を納める納税義務者数、所得割額(「課税状況等の調」第2表)**

区分	納税義務者数					所得割額				
	令和4年度 (人)	令和5年度 (人)	対前年 度比	構成比(%)		令和4年度 (千円)	令和5年度 (千円)	対前年 度比	構成比(%)	
				令和4	令和5				令和4	令和5
給与所得者	2,528,853	2,564,134	101.4	81.1	81.5	360,271,525	373,269,154	103.6	83.7	84.8
営業等所得者	107,050	100,144	93.5	3.4	3.2	20,758,531	17,179,963	82.8	4.8	3.9
農業所得者	5,493	5,607	102.1	0.2	0.2	705,538	706,417	100.1	0.2	0.2
その他の所得者	476,165	476,095	100.0	15.3	15.1	48,695,633	49,274,554	101.2	11.3	11.2
計	3,117,561	3,145,980	100.9	100.0	100.0	430,431,227	440,430,088	102.3	100.0	100.0

※構成割合の計は、端数処理の関係で必ずしも一致しない。

また、所得割の構成比については、2-1-4図に示すとおりであり、納税義務者数、所得割額ともに給与所得者の占める割合が高く、令和5年度においては、納税義務者数の81.5%、所得割額の84.8%が給与所得者である。

2-1-4図 所得者区分ごとの所得割を納める納税義務者数及び所得割額の構成比



(4) その他

1人当たりの所得割額等の推移は、2-1-5表及び2-1-5図のとおりである。

前年度と比較すると、令和5年度は、納税義務者1人当たりの所得割額は1.42%増加し、人口1人当たりの所得割額は2.33%増加した。

2-1-5表 1人当たりの所得割額等の推移(「課税状況等の調」第2表)

(単位:円,人)

区分	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
納税義務者1人当たりの所得割額	128,424 (100)	128,741 (100)	130,305 (101)	126,511 (99)	129,450 (101)	131,285 (102)
人口1人当たりの所得割額	65,818 (100)	66,790 (101)	68,095 (103)	66,402 (101)	68,618 (104)	70,220 (107)
人口1,000人当たりの所得割納税義務者数	479 (100)	486 (101)	489 (102)	492 (103)	497 (104)	502 (105)
県人口 (当該年度の前年度1月1日現在)	6,257,886 (100)	6,270,118 (100)	6,278,741 (100)	6,284,955 (100)	6,272,900 (100)	6,272,144 (100)

- (注) 1. ( )内は30年度を100とした場合の指数である。  
 2. 所得割を納める者には、税額控除により納税義務がなくなる者及び分離課税(退職所得)に係る所得割の納税義務者数を含まない。  
 3. 均等割を納める法人には、法人でない社団等を含む。  
 4. 県人口は、当該年度の前年度1月1日現在の常住人口である。

